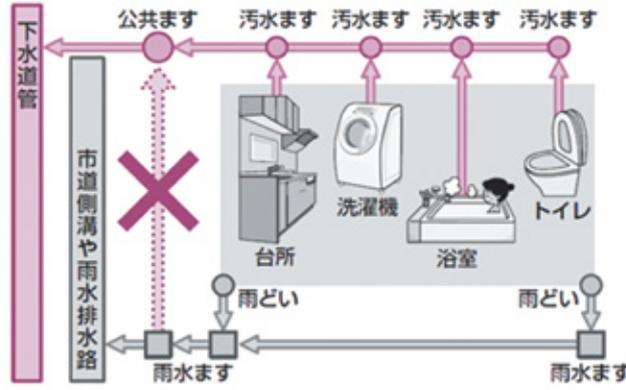




9月10日は下水道の日

■下水道への切り替えはお早めに
下水道が利用できる区域で、下水道の接続がまだであれば、お早めに切り替えていただくようお願いいたします。工事費用の見積もりや工事の依頼などは、下水道指定工事店にご相談ください。

■正しく大切に下水道を使いましょう
トイレトーパー以外のものは、流さずごみとして処分してください。「トイレに流せる」と表示されているものであってもトイレ



に流さないようお願いいたします。また、定期的につまりがないか点検・清掃しましょう。

■合併浄化槽設置補助金

下水道の計画区域外では、合併処理浄化槽による汚水処理を進めています。合併処理浄化槽の設置には助成制度があります。詳しくはお問い合わせください。

■汲み取り便所、浄化槽の廃止時の最終清掃について

下水道へのつなぎ込みや家屋の解体工事をする場合は、浄化槽や汲み取り便所の内部を適切に清掃してから撤去する必要があります。許可業者に依頼して、必ず実施していただくようお願いいたします。

■下水道に雨水が混入していませんか

下水道は、生活排水のみを「汚水」として下水道管に流します。雨どいなどが誤って下水道管につながっていたり、ますや蓋などが破損していないか排水設備の点検をお願いします。

問合せ 下水道課 ☎35・3150

各支所基盤産業課



後期高齢者医療制度 10月1日から保険証が新しくなります

医療費の窓口負担割合が見直されることに伴い、一定以上の所得がある方は医療費の窓口負担割合が2割になります。

10月1日以降に医療機関などで受診する際は、9月中旬頃にすべての方へ送付する新しい保険証を必ず提示してください。

■一定以上の所得がある方とは？

課税所得※1が28万円以上の被保険者およびその同一世帯の被保険者で、「年金収入※2とその他の合計所得金額※3」が200万円（被保険者が2人以上いる世帯では、合わせて320万円）以上の方です。ただし、住民税非課税世帯は1割負担です。

※1 前年の収入から給与所得控除や公的年金等控除など、所得控除（基礎控除や社会保険料控除など）を引いた後の金額（住民税納税通知書の「課税標準」の金額）

※2 遺族年金や障害年金は含まない

※3 事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを引いた後の金額

【負担増加額の限度について】

窓口負担割合が2割になる方には、10月以降の外来受診での負担増加額を1カ月当たり3,000円までに抑える配慮措置があります。

該当する場合は、登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

■口座が登録されていない方には、申請書を必ず郵送でお届けします。電話や訪問で口座情報の登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

不審な電話があったときは、警察署または消費生活センターなどにお問い合わせください。

詳しくは、9月中旬頃にお届けする保険証（薄い青色）に同封の案内をご覧ください。

問合せ 市民課 ☎35・3137



10月1日（出）から 薄い青色	9月30日（金）まで 薄い黄色
被保険者番号 ○○○○○○ 氏名 広域 太郎 一部負担金の割合 ○割 有効期限 令和5年7月31日	被保険者番号 ○○○○○○ 氏名 広域 太郎 一部負担金の割合 ○割 有効期限 令和4年9月30日
後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和5年7月31日 被保険者番号 ○○○○○○ 住所 高山市○○町1丁目1番地 氏名 広域 太郎 性別 男 生年月日 昭和○○年○○月○○日 資格取得年月日 平成○○年○○月○○日 発行期日 令和○○年○○月○○日 交付年月日 令和○○年○○月○○日 一部負担割合 ○割 保険者番号 ○○○○○○ 保険者名 岐阜県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和4年9月30日 被保険者番号 ○○○○○○ 住所 高山市○○町1丁目1番地 氏名 広域 太郎 性別 男 生年月日 昭和○○年○○月○○日 資格取得年月日 平成○○年○○月○○日 発行期日 令和○○年○○月○○日 交付年月日 令和○○年○○月○○日 一部負担割合 ○割 保険者番号 ○○○○○○ 保険者名 岐阜県後期高齢者医療広域連合